

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人桜友会（以下、「当法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、役員報酬について必要な事項を定める。

(意 義)

第2条 本規程における役員報酬とは、当法人が役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

(報 酬)

第3条 役員報酬は月額とし、理事会、評議員会の承認を経て決定する。

2 報酬は、理事長に支給する。

理 事 長                    5 0 0 , 0 0 0 円

(支給制限)

第4条 役員には、原則として賞与は支給しないものとする。

(役員報酬の支給と控除)

第5条 役員報酬は暦月計算とし、職員給与の支給日に支給する。

2 税金、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任（解任も含む）したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算により支給する。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第6条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会にしたときの報酬は「役員旅費規程」を準用する。ただし、報酬を受けている役員には支給しない。

(協議事項)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し決定するものとする。

附 則

1. 平成13年4月1日施行の法人常勤役員報酬規程は廃止する。

2. 本規程は、平成20年10月1日から施行する。

3. この規程は、平成24年1月1日から施行する。

4. この規定は、平成24年4月1日から施行する。